

令和6年度 伊丹市放課後児童健全育成事業所
設置促進事業者及び運営事業者 募集要項

その3

(補助金について)

令和6年6月

伊丹市

I. 補助金について

(1) 補助金の概要

民設民営放課後児童クラブ事業に係る補助金は、以下の項目である。

●伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金

民設民営放課後児童クラブの開設準備に係る施設改修、備品購入等に関する補助金

ア 補助金は、伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金を利用した事業者でなければ、伊丹市放課後児童健全育成事業所運営費補助金を利用できません。

イ 自主事業にかかる経費は補助対象外とする。

(2) 補助金の交付対象者

伊丹市放課後児童健全育成事業所設置及び運営者選考委員会の審査を受け、補助対象事業者として決定された法人。

(3) 補助金の詳細

●伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業費補助金（開設準備に係る補助金）

ア 補助基準額

補助事業	対象経費	補助基準額	支払予定
開設準備補助事業 (Ⅰ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパート等既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費（建物改修費、備品購入費、礼金等）	12,600,000 円	事業者が施設整備に係る支払完了後
開設準備補助事業 (Ⅱ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパート等既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費（建物改修費、備品購入費等（礼金・賃借料（開所前月分）は除く））	12,000,000 円	
開設準備補助事業 (Ⅲ)	放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業（設備整備費、備品購入費等）	5,000,000 円	
開設準備補助事業 (Ⅳ)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業並びに開所準備に必要な経費	1,600,000 円	

	(設備整備費、備品購入費、礼金等)		
開設準備補助事業 (V)	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入に必要な経費(設備整備費、備品購入費等(礼金・賃借料(開所前月分)を除く))	1,000,000 円	

イ 施設改修、備品購入補助等における注意事項

- (ア) 補助金交付決定前に契約又は実施している施設の改修や、備品の購入費用、修繕費用等については、補助の対象とはならない。
- (イ) 伊丹市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に該当しない施設においては、補助金の交付はできない。

●伊丹市放課後児童健全育成事業所運営費補助金(運営等に係る事業補助金)

次年度以降は、以下の補助事業を計画しています。

- ・運営補助事業(議会の議決が得られなかった場合は、この限りではありません。)

※補助内容は「子ども・子育て支援交付金要綱」に準じており、児童数に応じて算定した補助金に加え、別途開所日数と開所時間に応じた以下の加算があります。

障害加配補助事業	上限 2,009,000 円(年間)
賃借料補助事業	上限 3,066,000 円(年間)
送迎費補助事業	上限 521,000 円(年間)

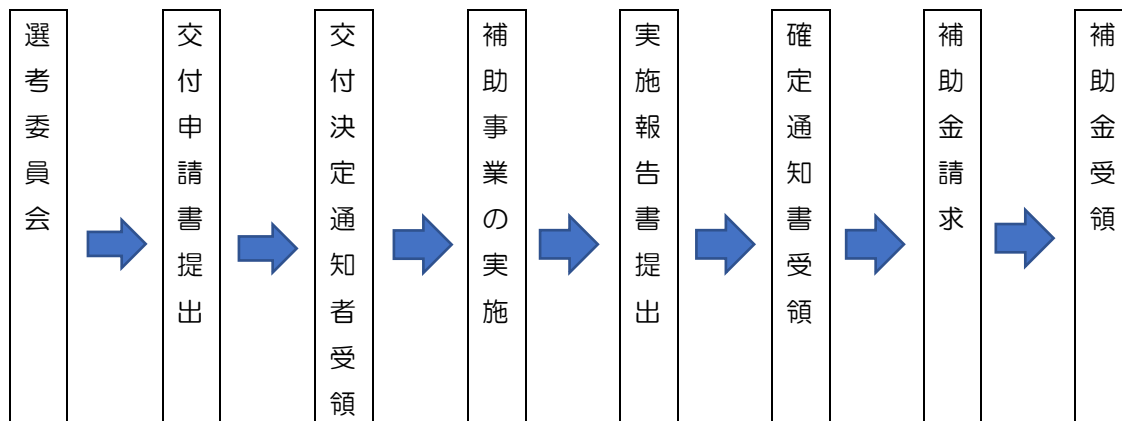
※児童数が 10 人以下の月がある場合は、国との協議により補助対象とならない場合があります。

(4) 補助金交付における注意事項

- ア 収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助事業等完了後の翌年から5年間保存保管しておくこと。
- イ 補助金交付に係る書類等の提出は遅滞なく行うこと。
- ウ 補助金交付の該当事項に対して監査を受けること(随時現地調査を行う場合もあり)。
- エ 補助事業に関する重要事項について伊丹市の意見が反映される仕組みとなっていること。
- オ 各法人(社会福祉法人以外の法人を含む)の行う入札契約については、「社会福祉法人における入札等の取扱いについて」(平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)に準じた方法で入札を行うこと等の各種条件がある。(改修工事が 250 万円を超える場合、原則、3 者見積を徴取しなければならない等)
- カ 補助額は、対象経費と補助基準額を比較して少ない方の金額になる。
- キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない(返還の期限は、当該返還命令のなされた日から 20 日以内とする)。

ク 補助事業実施において申請等に虚偽があった場合は、補助金は全額返還しなければならない。

Ⅱ. 補助金手続きのフロー



※審査の結果、補助金の交付条件に該当しない場合は、補助金の交付はできません。

(1) 提出書類

(ア) 交付申請時

- (1)伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金交付申請書・事業計画書（要綱様式第1号）
- (2)補助対象経費に係る事業の収支予算書
- (3)申請を行う者が法人である場合にあっては、法人登記簿謄本及び役員名簿
- (4)設計書及び工事等関係図面
- (5)補助対象経費に係る見積書
（第3条第1項第1号及び第2号に掲げる補助対象経費にあっては、複数の事業者から徴した見積書）
- (6)施工前の写真
- (7)申請者が法人である場合にあっては法人市民税の納税証明書、個人である場合にあっては市町村個人市民税の納税証明書（交付申請時において取得できる直近の年度のもの）
- (8)誓約書
- (9)その他伊丹市長が必要と認める書類

(イ) 実績報告書（事業完了の日から20日以内または当該事業年度の末日のいずれか早い日）

- (1)伊丹市放課後児童健全育成事業所設置促進事業補助金実績報告書・事業実績報告書（要綱様式第5号）
- (2)領収書その他の補助対象経費を支出したことがわかる書類
- (3)補助対象経費に係る事業の収支決算書
- (4)工事等にかかる内訳書
- (5)工事請負に係る契約書の写し
- (6)施工後の写真
- (7)その他市長が必要と認める以下の書類

- ・整備する施設に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写し（整備する施設が新築される場合に限る）
- ・整備する施設に係る建築基準法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による工事完了の届出をしたことを証する書類の写し（整備する施設が用途の変更を伴う場合に限る）
- ・消防設備等の設置について、消防法（昭和23年法律第186号）第8条2の3第2項の検査及び同法第17条の3の2の検査を受けたことを証する書類の写し

Ⅲ. その他

（１）決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守する他、施設の整備及び民設民営放課後児童クラブ運営にあたっては関係法令を遵守することはもとより、伊丹市の指導に応じること。

（２）施設の改修等に係る諸手続きは、決定事業者が行ってください。

（３）事業計画の変更は原則として認めません。ただし、伊丹市と相談の上、真にやむを得ない理由があると認められる場合に限り、変更を認めるものとする。特に、開所日（令和7年4月1日）については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。

（４）伊丹市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができる。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。

ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。

イ 当初予定していた施設等の確保が困難になる等計画内容に大幅な変更が生じたとき。

ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。

エ その他の事情により、適切な民設民営放課後児童クラブの運営が困難と認めるとき。

（５）事業者決定後、事業実施を取りやめる場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。